

権原市立大成中学校 いじめ防止基本方針

はじめに

- 1 いじめ防止等のための基本的な事項
 - (1) いじめの定義
 - (2) いじめ防止等の対策に関する基本理念
- 2 本校におけるいじめ防止等のための施策
 - (1) いじめ防止基本方針の策定
 - (2) いじめ防止等のための組織と計画
 - (3) いじめ防止等に関する取組
- 3 重大事態への対処
- 4 その他

はじめに（学校の方針について）

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、広く子どもの人権を侵害する行為であるとともに、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。しかしながら、近年、物質的な豊かさとは裏腹に、人ととのつながりが希薄になり、子どもたちが健やかな人間関係を築くことが難しい状況が生まれている。また、高度な情報化によって発展したコミュニケーションの手段が、大人の知らないところで、新たないじめの道具として悪用される事態も起こっている。

そのような時代背景を踏まえ、この度、より一層効果的にいじめ防止を進めていくための指針となるよう、令和4年度において権原市のいじめ防止基本方針が改定された。

本校としても、その指針に従い、全ての教職員が、いじめは重大な人権問題であり、教職員自らが、いじめを決して許すことのできない行為であるとの認識と決意のもと、学校教育全体を通して、生徒等一人一人に「いじめを決して行わない」、「いじめを決して許さない」という認識と、そのことを実践できる資質を養い、「いじめのない学校」づくりを目指していく。そして、家庭・学校・地域社会・市その他の関係者と連携し、いじめ問題の克服に向けた施策や活動に総合的かつ効果的に取り組むとともに、いじめを「許さない・見逃さない」学校づくりの推進に努める。

I いじめ防止等のための基本的な事項

いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為である。しかし「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」ことから、学校・家庭・地域が一体となり、常に連携を図りながら継続的な取組を行う。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 「いじめ防止対策推進法 第2条」より

「いじめ事案」とは「いじめ」発生後の対応も含めた一連の事柄とする。

(2) いじめ防止等の対策に関する基本理念

① いじめは重大な人権侵害である

いじめは、生徒の尊厳を深く傷つけるものであり、重大な人権侵害である。いじめ防止等の対策は、全ての生徒の人権が十分に守られ、安心して学校生活を送れるよう取り組む。

② 互いの人格を尊重できる豊かな人間関係を築く

いじめ防止等の対策にあたっては、いじめについて生徒に十分な理解を促すとともに、生徒が互いの人格を尊重できる豊かな人間関係を構築できるよう取り組む。

③ 地域社会全体で取り組む

学校は、市、市教育委員会、家庭、地域その他の関係者とも連携・協力をし、それぞれの立場において責任をもっていじめ防止等の対策に取り組む。

2 本校におけるいじめ防止等のための施策

(1) いじめ防止基本方針の策定

本校として、国や県及び市の基本方針を参考にして、どのようにいじめ防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定めるものとする。その内容は、保護者が容易に確認できる措置を講じるとともに、生徒、保護者等にも開示及び説明するものとする。

(2) いじめ防止等のための組織と計画

- 学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の管理職及び複数の教職員等で構成する「いじめ問題対策委員会」を設置する。【別紙1】
- いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。年間計画の作成にあたっては、生徒等への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等に留意する。

【別紙2】

(3) いじめ防止等に関する取組

いじめ防止等の取組を実効的なものとするためには、生徒の主体性を尊重し、生徒の思いを大切にした取組を推進することが重要と考える。教職員は豊かな人間性や社会性、とともに人権感覚を有し、愛情をもって生徒との信頼関係を築き、責任感をもって職務に当たる。教職員は研鑽を積みながら、教職員一丸となって以下の対応を行う。

① いじめの未然防止

- いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめ防止を推進する。
- 全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を行う。
- 全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられるような取組を目指す。

② いじめの早期発見

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われ、大人がいじめと判断しにくい形で行われることが多いことから、些細な兆候も見逃さず、早い段階から関わりいじめを積極的に認知する。
- 「些細な事」と判断せず、子どもの話を傾聴し、子ども目線で物事を考えること等により、子どもの置かれている状況や心情を理解するように努める。
- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かを表面的・形式的に判断することなく、いじめを受けた生徒の立場に立って判断することが必要である。一見けんかやふざけ合いのように見えても見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、被害生徒の気持ちに寄り添い、いじめに該当するか否かを判断する。
- いじめられた生徒は、いじめを受けた事実を自ら訴えることが心理的に容易ではなく相談しづらい状況にあること、また、気付いてほしいという思いがあることに十分配慮しつつ、日頃から生徒の心の動きをきめ細かく観察し生徒理解に努める。

③ いじめへの対処

- いじめが確認された場合、学校は直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒等に対して事情を確認した上で適切に指導することなどを、組織的に対応する。
- 当事者である生徒の話をじっくり傾聴し、つらい思いをしている生徒の気持ちを十分に理解した上で対応する。
- 教職員は平素より、家庭や市教育委員会への連絡・相談等、組織的な対応が可能となるような体制整備を構築する。
- いじめを行った生徒に対しては、その行為について厳正に指導するとともに、いじめを行った背景等を究明し、今後の成長につながるような教育プログラムを実施することが必要である。指導に当たっては、関係する生徒に対して慎重かつ丁寧に対応し、生徒及び保護者との信頼関係を損なわないよう十分配慮しなければならない。
- 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれることもある。これらについては、教育的な配慮の下に被害者の意向も考慮しつつ、速やかに警察等と連携して対応することが重要である。

(4) 再発防止

いじめは再発しやすいことから、早々に解決したと判断せず継続的に指導を行う。

4 重大事態への対応

生徒等の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに市教育委員会に報告を行うとともに、いじめ・不登校対策委員会により早急に調査を行い事態の解決に当たる。

なお、事態によっては、市及び市教育委員会が重大事態調査のために設置する組織に協力し、事態の速やかな解決に向け対応する。

5 その他

開かれた学校となるよう、いじめ防止等についても本方針をはじめ、積極的に情報発信するとともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施する必要から、本方針が効果的に機能しているかについて、いじめ・不登校対策委員会において点検し、必要に応じて見直しを行う。

いじめ防止等のための組織

【別紙1】

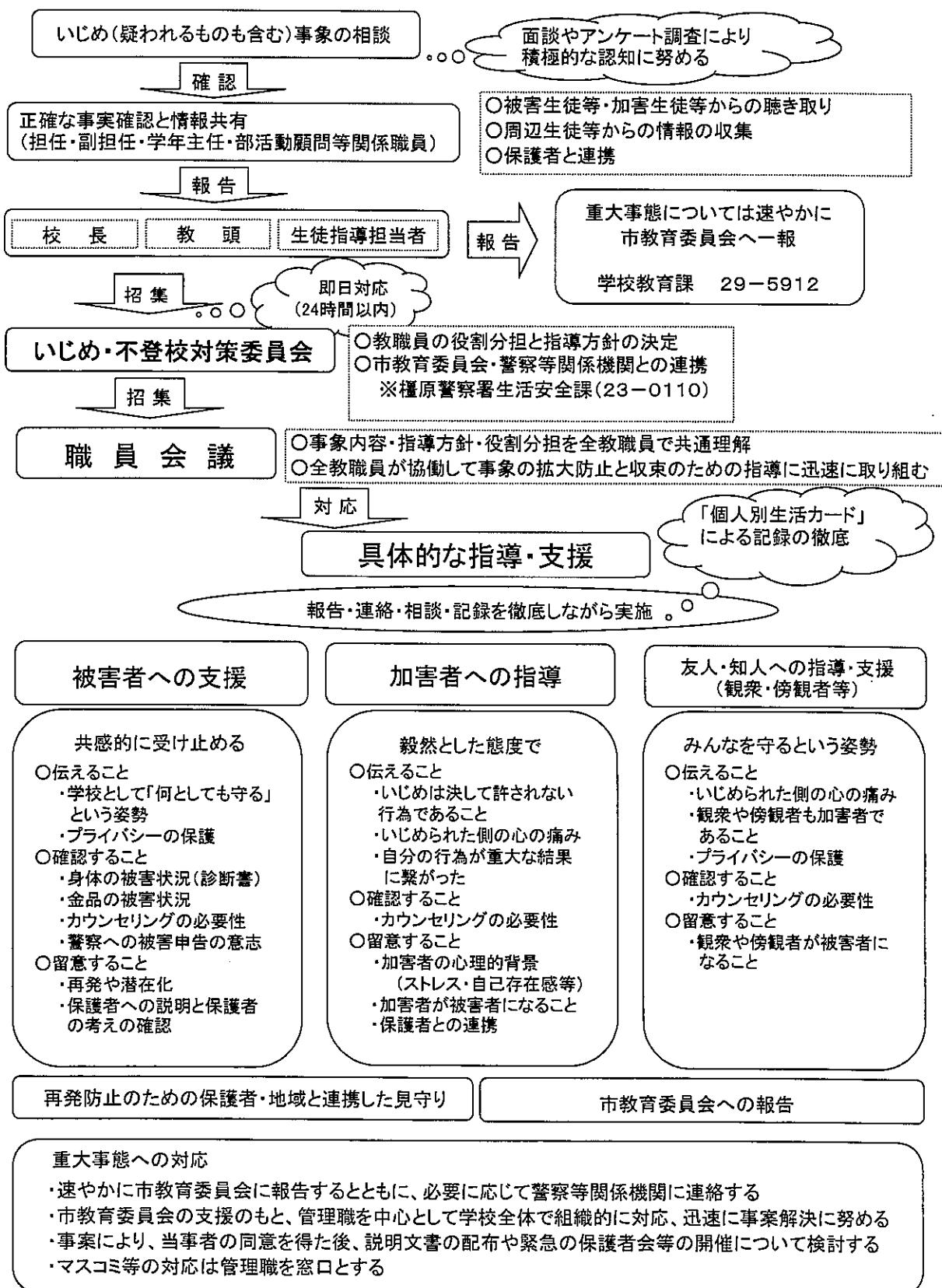
いじめ・不登校対策委員会 22条

校長・教頭・生徒指導担当者・人権教育担当者
学年主任・教育相談コーディネーター
生徒指導部員・養護教諭 等

※必要に応じて臨床心理士等の外部専門家の参加を願う

- 学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を設置する。
- 委員会を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談・記録を確實に行い、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

組織対応の流れ



2023年度～ いじめ防止等に係る年間計画

【別紙2】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議・研修	いじめ・不登校対策委員会① 職員研修	いじめ・不登校対策委員会②	いじめ・不登校対策委員会③	いじめ・不登校対策委員会④	職員研修	いじめ・不登校対策委員会⑤
未然防止	人権HR	人権HR	公開授業週間	非行防止教室(全校生徒) 人権学習映画会		
早期発見			生徒生活実態アンケート調査	三者面談		

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議・研修	いじめ・不登校対策委員会⑥ 事例検討会①	いじめ・不登校対策委員会⑦ 事例検討会②	いじめ・不登校対策委員会⑧	いじめ・不登校対策委員会⑨	いじめ・不登校対策委員会⑩ 事例検討会③	いじめ・不登校対策委員会⑪ ・まとめ ・次年度計画
未然防止	人権HR		人権教育職員研修	人権HR		入学者説明会
早期発見		教育相談週間 生徒・保護者生活実態アンケート調査②	三者面談		生徒生活実態振り返り調査	

未然防止に向けて

- 認め合い支え合う集団づくり
 - ・「居場所」づくりと「絆」づくり
 - ・「自己有用感」、「自己肯定感」を育む授業や学校行事等
 - ・生徒等の行う自主的ないじめ防止等に関する活動への支援
- 人権意識の高揚と豊かな心の育成
 - ・人権教育の充実
 - ・道徳教育の充実
- 情報教育の充実
 - ・情報モラル教育の推進
 - ・フィルタリング利用と家庭におけるインターネット利用のルールづくり等の啓発
- 生徒等の様子の把握
 - ・共感的生徒理解
- 保護者・地域・関係機関との連携
 - ・保護者への啓発と情報発信
 - ・地域への情報発信と関係機関との連携

早期発見に向けて

- 情報の収集
 - ・教職員の“気付く力”を高める
 - ※ 校内職員研修の実施
 - 校外で行われる研修会への参加
 - ・生徒等、保護者、地域からの情報収集
 - ・休み時間等の校内巡視
 - ・定期的な面談による情報収集
 - (生徒等・保護者)
 - ・アンケート調査の定期的な実施
 - ※ 生徒等へのアンケート調査の実施
 - 保護者へのアンケート調査の実施
- 相談体制の充実
 - ・いじめ相談窓口の設置(校内)
 - ・いじめ相談窓口の周知(校外)
- 情報の共有
 - ・報告の徹底と、全教職員による情報共有
 - ・要配慮生徒等の情報共有
 - ・申し送り事項の確認と徹底